

| | 点検項目 | 令和3年度の取組に対する自己評価 | 改善のための措置 | 改善時期 |
|----|---|---|----------------------------------|------|
| 1 | 機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。 | 年度当初に基本計画を周知するとともに、年1回の教員向けいじめに関する研修会を実施している。 | 特になし。 | |
| 2 | 定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。 | 昨年度は5回開催している。 | 委員会を実施するとともに、それ以外でも情報共有をしている。 | R4.4 |
| 3 | 機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。 | 教員向けいじめに関する研修会を実施した。 | 特になし。（今年度も実施予定） | |
| 4 | 学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。 | 年度当初に基本計画を周知している。 | 特になし。（今年度も周知済み） | |
| 5 | いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。 | 年度当初に基本計画を周知している。 | 特になし。（今年度も周知済み） | |
| 6 | いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。 | 基本計画に明記している。 | 特になし。 | |
| 7 | 機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。 | 基本計画に明記している。 | 特になし。 | |
| 8 | いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている | できている。 | 特になし。（共有できている） | |
| 9 | 令和3年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか | 反映している。 | 特になし。 | |
| 10 | 学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。 | 昨年度は学生向けには3回実施している。 | 特になし。（今年度もアンケートを実施し結果を共有している） | |
| 11 | 「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている | スクールカウンセラーには必要に応じて、委員会に参加していただくことになっている。 | 特になし。 | |
| 12 | 機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。 | 講演会を実施している。 | 特になし。（今年度も講演会を実施している。） | |
| 13 | どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。 | 講演会を実施している。 | 特になし。（今年度も講演会を実施している。） | |
| 14 | 学生自らが、いじめ問題が主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。 | 講演会を実施している。 | 特になし。（今年度も講演会を実施している。） | |
| 15 | 学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。 | HPや入学式などで周知している。 | 特になし。（HPや、入学式後の保護者への説明会で周知している。） | |
| 16 | いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。 | 保護者に連絡をしなかったケースがあった。 | 保護者に連絡をするようにしている。 | R4.4 |
| 17 | 外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。 | 昨年度は外部有識者会議が開催されなかった。 | 改善できていない。 | |
| 18 | いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。 | できている。 | 特になし。（できている） | |